三　第二十五条第三号ロの登録　研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

2　（略）

（空気環境測定実施者講習等登録機関）

第二十六条の二　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　前条第二号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

二　前条第二号ロの登録　再講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

3　（略）

（ダクト清掃作業監督者講習等登録機関）

第二十六条の四　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　前条第二号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1)　（略）

三　第二十五条第三号ロの登録　研修の内容が次に該当するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

2　（略）

（空気環境測定実施者講習等登録機関）

第二十六条の二　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　前条第二号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

二　前条第二号ロの登録　再講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

3　（略）

（ダクト清掃作業監督者講習等登録機関）

第二十六条の四　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　前条第二号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

(1)　（略）